

## 別表十七の二（二） 附表三の記載の仕方

この明細書は、連結親法人が措置法第68条の89の2第8項《調整対象金額に係る調整額の計算》の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。